

## 加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「本事業」という。）は、ひとり親家庭等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に支援が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等により、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業、同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業及び同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。
- (2) ひとり親家庭等 法第6条第1項又は第2項に規定する者が現に20歳未満の児童を扶養している家庭及び同条第4項に規定する寡婦をいう。
- (3) 家庭生活支援員 ひとり親家庭等の居宅等において支援を実施する者をいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、加古川市とする。

2 市は、次に掲げる業務を、地域の母子父子福祉団体、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、介護事業者等（以下「事業者」という。）に委託する。

- (1) 家庭生活支援員の選定及び登録
- (2) 家庭生活支援員の派遣

### (対象者)

第4条 本事業の対象は、市内に住所を有するひとり親家庭等で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に支援を必要とする家庭
- (2) 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭
- (3) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等（所定内労働時間の就業を除く。）、定期的な生活援助を必要とする家庭

### (支援の種類及び内容)

第5条 本事業の支援の種類は生活援助とし、援助内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食事の世話

- (2) 住居の掃除
  - (3) 衣類の洗濯
  - (4) 生活必需品等の買い物
  - (5) 身の回りの世話
  - (6) その他市長が必要と認める援助
- 2 前項の規定にかかわらず、原則として、ひとり親家庭等の親が不在時における居宅での支援は行わない。

(実施場所)

第6条 援助の実施場所は、ひとり親家庭等の居宅とする。

(支援の期間等)

- 第7条 本事業の支援の期間は、ひとり親家庭等が現に日常生活に支障を生じている状況を勘案して、1回の事由につき30日を越えない範囲で市長が決定する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは延長することができる。
- 2 派遣日数は、一家庭あたり年間50日を限度とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは期間を延長することができる。
- 3 派遣時間は、午前7時から午後9時までの間とし、1時間を基本単位とし、1日につき2時間を限度とする。

(家庭生活支援員の選定及び登録)

第8条 事業者は、次に掲げる者のうちから家庭生活支援員を選定する。

- (1) 旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者
  - (2) 生活援助の実施に必要なものとして市が認めた研修を受けた者
- 2 事業者は、家庭生活支援員の氏名、連絡先等の支援の実施に必要な情報を記載した家庭生活支援員登録名簿を作成しておかなければならない。

(対象家庭の登録)

- 第9条 本事業を利用するために、対象家庭の登録を申請しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭登録申請書（様式1。以下「登録申請書」という。）に、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類の提出を省略することができる。
- 2 市長は、登録申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、登録申請者の属する家庭を加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭名簿（様式2。以下「対象家庭名簿」という。）に登録し、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭登録通知書（様式3）により登録申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の審査により登録を不相当と認めるときは、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭登録不承認通知書（様式4）により登録申請者に通知しなければならない。

(登録の変更及び廃止)

第10条 対象家庭名簿に登録されたひとり親家庭等は、次に掲げる事由が生じたときは、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭登録変更・廃止届出書（様式5。以下「変更・廃止届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象家庭名簿の登録内容に変更が生じたとき。
- (2) 本事業の対象要件に該当しなくなったとき。
- (3) 対象家庭名簿の登録を廃止したいとき。

2 市長は、変更・廃止届出書の提出があったときは、内容を審査のうえ、対象家庭名簿の登録内容を変更又は廃止し、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業対象家庭変更・廃止通知書（様式6）により届出者に通知しなければならない。

（家庭生活支援員の派遣等）

第11条 対象家庭名簿に登録された者で、本事業の利用を申請しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用申請書（様式7。以下「利用申請書」という。）に、別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、事前に利用申請書を市長に提出することができない場合には、口頭により申請し、事後に利用申請書を提出することができる。

2 市長は、利用申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、利用に係る決定を行い、加古川市ひとり親家庭等支援事業利用決定通知書（様式8）により利用申請者に通知するとともに、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣依頼書（様式9。以下「派遣依頼書」）により、速やかに事業者家庭生活支援員の派遣を依頼しなければならない。

3 事業者は、派遣依頼書を受理したときは、利用申請者と利用に係る調整を行い、遅滞なく家庭生活支援員を派遣しなければならない。

4 事業者は、派遣依頼書に基づく援助が完了したときは、加古川市ひとり親家庭日常生活支援業務実施報告書（様式10）により、実施内容を市長に報告しなければならない。

（費用の負担）

第12条 本事業の利用者は、別表に定める基準により本事業の利用に要した経費を負担するものとし、本事業の利用後に、当該経費を事業者に直接支払うものとする。なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。

2 令和3年3月から7月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯のうち次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の令和元年の所得については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項（第3号に規定する控除を除く。）の規定の例により計算した額から、第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、第2号に該当する場合にあっては35万円を控除した額とする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（令和元年の所得（地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（第 2 号に掲げる者を除く。）
- (2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が 500 万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（令和元年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、令和元年の所得が 500 万円以下であるもの
- 3 前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（様式 1 1）を第 1 1 条に規定する利用申請書に添えて提出しなければならない。

（守秘義務）

第 1 3 条 事業の実施に従事する者は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 6 日より施行し、令和元年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 9 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 9 日より施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

別表（第 1 2 条関係）

利用世帯の区分	利用者負担額 (1 時間当たり)
---------	---------------------

生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を除く。)	150円
上記以外の世帯	300円

※いずれも第11条の利用申請時における区分とする。

※市町村民税非課税世帯については、ひとり親家庭等に属する者の前年の所得（1月から7月の間に派遣申請する場合は、前々年の所得）に係る市町村民税を対象とする。